

3.活動内容② 当事者の声、集約・啓発事業

社会的養護はまだマイノリティの分野であり、当事者活動も進んでおりません。ご高齢の方や・ハンディのある方の分野は、その方ご自身が語れなかったとしても、ご家族が代弁者となり、権利擁護が可能です。しかし、家族から見放されてしまった私たちは私たち自身が声を上げていかなければ、援助や政策をよくしていくことはおろか、市民の皆様にとって頂くこともできません。

何か悪いことをしたわけではないのに、育ちの時点でハンディを被り、
社会的養護の下の子どもたち。そのハンディを解消するために、私たちは声を集め、発信しています。

先日の虐待防止シンポジウムの様子です



市民・援助者の方々への講演・研修の他に、施設に出向いてお子さんたちとお話することもあります。



社会的養護を多くの方々にご存知頂けるように長い間、あたためてきた日向ぼっこの本がついに完成しました。

タイトルは、「施設で育った子どもたちの居場所『日向ぼっこ』と社会的養護」！
この本や日向ぼっこの活動を通じ、社会的養護に関わってくれる方が増えればこの上ない幸せです。

啓発のための本も出版しました！

4. 日向ぼっこサロンに集う施設を巣立った人たちの声をご紹介します！

- 1) 養育面 「施設・里親家庭問わず、不調時に子・養育者共に冷静になるためのサポートの充実を」
- 2) 教育面 (1)「遅れを取り戻すことを保証して」(2)「最低限、高校卒業を目指して」
(3) 大学等進学 「お金がない事が障壁にならないように、奨学金や福祉貸付の活用を」
- 3) 人的資源面 (1) 親子関係に代わる関わり (=職員・養育者)「どんな子どもにも大人と1対1でじっくり話し合う時間は必要」「人手が足りないと言えども、誰でもいいわけではない」「職員を評価するシステムが必要。子どもにとってよくない職員は解雇されるように。また、子どもにとっていい職員は長く働けるように」
(3) 家族関係の調整・家族への支援「親が全くいない子どもには、より大人と愛着関係を築けるように配慮を(基本的には里親委託を)」
- 4) その他 (1)当事者活動の必要性「子どもが声上げられる場所が必要」「子どもの気持ちを代弁する(権利擁護)機関が必要」「帰る場所がないしんどさを緩和するために、退所した人たちが集まり、助け合える場所が必要」「子どもの声は元子どもが一番理解しやすい。いい意味でOB・OGを活用して」(2)子どものための施設「施設を評価する仕組みを全国に導入して。子どもにとって悪い施設は改善しなくては運営できないように」(3)制度面「保証人がいないことでハンディを被らなくても済むように制度充実を」「社会的養護の下ではどうしても子どもが弱い立場に置かれてしまうので、きちんと権利擁護が保障されるように(施設内虐待の疑いがある時は、事前通告なく監査を/ケアの不服などを話し合える第三者の確保を)」

特定非営利活動法人 社会的養護の当事者参加推進団体 **日向ぼっこ**

〒113-0034 東京都文京区湯島 2-12-2 瑞穂ビル 302

Tel・Fax **03-5684-0977** (お電話は開館時間内をお願いします)

Mail hinatabokko2006@gmail.com HP <http://hinatabokko2006.main.jp/>

サロンの開館日

水曜以外 16~21時

日曜日 11~17時

平成 21 年 6 月 25 日

特定非営利活動法人
社会的養護の当事者参加推進団体
日向ぼっこ 渡井さゆり

1. 社会的養護の背景

親の放任・怠惰・就労・虐待・行方不明・精神疾患など何らかの事情で親と暮らすことが困難な子どもたちのセーフティネットである社会的養護。現在、47,056 人(社会的養護施設在籍人数 43,423 人 厚生労働省「平成 19 年度社会的養護の実態調査結果」・里親に委託されている児童数 3,633 人 厚生労働省「平成 19 年度福祉行政報告例」)の子どもたちが社会的養護の下で生活しています。

確かに私たちは親から養育されなかった分、社会的養護の枠組みの中で養育されてよかったと言えます。しかし、措置期間中にもっと育て欲しかった面・ケアして欲しかった面などは沢山あります。はからずも私たちと同じように社会的養護を必要とするこれからの子どもたちにとって、社会的養護が十分に機能する仕組みとなるよう、私たちの経験談や要望をお伝えさせていただきます。

2. ヒアリングの要点

決して「かわいそう」と思われたいわけではありませんが、私たちは親がいないこと・親から虐げられたことによるハンディを背負っています。その欠如感や不遇感などの処理は、こうした運命を背負った私たち自身の課題です。しかし、社会的養護の不十分さや退所後の環境との不整合は私たちの努力だけではどうにもならない大きな課題です。

社会的養護の不十分さ

⇒養育面・教育面・精神面での未発達／私たち特有の課題に対してのケアがなされないままの退所

原因 担い手が不足しています

→子どもと一緒に生きてくれる養育者・ボランティアの方々が必要です！

退所後の環境との不整合

⇒現代社会で 15～18 歳で自立することの一般とのギャップ／親や保証人がいないことによる障壁

原因 社会的養護の下で生活していた私たちは圧倒的にマイノリティであり、退所後支えもありません

→条件が不利でも一生懸命努力すれば、それなりの暮らしができるように、制度の充実が必要です！

3. 社会的養護の現状

概要 社会的養護の下で生活していた人たちの、社会的養護に関しての声

1) 社会的養護の不十分さ

(1) 養育面

- ①安心・安全が必ずしも保障されていない(強制・威圧・暴力・虐待からの無力感・怯え)
- ②自活に向けての能力が育まれていない(希望する選択・決定の経験不足や無力感)

(2) 教育面

- ①学習の遅れを取り戻すことが保障されていない(学歴のハンディを一生背負っていくことに)
- ②学校が馴染まない子どもにも多様な進路選択を(高校卒業資格認定試験の活用など)

(3) 人的資源面

- ①養育者が親子関係に代わる関わりになりえていない(養育者の言動に傷つくことも)
- ②家族関係の調整・家族への支援がなされていない(措置解除後にまた家族の問題に振り回される)

(4) 精神面

- ①生い立ちの整理がなされない(自分の人生が自分の知らないところで動いていく)
- ②個々のハンディ・課題へのサポートがなされていない(どの子どもも個別のケアが必要)

2) 環境・現行制度との不整合

(1) 措置解除後のハンディ

- ①同世代で自活している人は殆どいない(仕事がない／同世代と比べてしまい苦痛)
- ②保証人や困った時に相談できる人の不在(劣等感・不遇感が孤立や無気力に繋がる)

(2) 権利擁護

- ①インケア中も措置解除後も権利擁護がなされていない(制度の充実に繋がらない)
- ②帰る場所がない(弱い立場が孤立しさらに悪くなってしまふ→措置解除後集える場所を)

↓

必ずしも本人の努力不足とは言えない、社会的養護の不十分さや現行制度との不整合が社会的養護の下で生活した人の生きづらさの原因となっています

第24回社会保障審議会 少子化対策特別部会	資料4
平成21年6月25日	

21・6・25資料

神奈川県厚木児童相談所 山野良一

[社会的養護について]

1. セーフティ

- 施設内虐待－神奈川県の取り組み（子ども人権審査委員会）
- 子ども間の暴力・いじめの連鎖
 - ・ 加害児もかつては被害児

2. パーマネンシー

- サイコロジカル・ペアレント（心理的な親）・・・「安定」した「恒久的」な「特定」の大人との関わりが保障されているのか
- やる気のある職員たち（若者たち）が仕事を継続できる体制にあるのか
 - ・ 欧米では、子ども1 対 職員1

3. ウェルビーイング

- 社会的養護の中の子どもたちの健康、情緒、学力を向上させるという視点（客観的な調査の必要性）
- 自立支援に欠けている視点－不利な子ども時代体験の連鎖を防ぐ
 - ・ 社会的養護の経験者だからこそ高等教育の保障を

[現代の貧困家庭の課題について]

1. 余裕のなさ
 - ひとり親家庭
 - ・ 仕事、家事、育児
 - ・ 職場（非正規・派遣労働）と育児の板ばさみ
 - ・ 削られる子どもへの関わりと子どものアタッチメントや発達への影響
2. 低賃金（働き方）の問題性
 - ダブルワークや長時間労働
 - 夜間労働や変則勤務（土日勤務）－子どもを危険にさらす
3. 孤立
 - 頼りになる親族の少なさ－親の親も社会的に不利な状況を生きてきた
 - 地域社会の中でも、近所づきあいは少ない
 - ・ 情報へのアクセスの不足→コーディネーターの必要性
4. 居住空間
 - 狭い集合住宅や賃貸アパートでの生活－思春期の子どもにとってのリスク
 - 無理をして家を購入する場合
5. 教育費の高さ
 - 義務教育での教材費などにかかる費用－就学援助制度の課題
 - 高等教育の学費の高さ－あきらめ
 - 私立高校への進学の高難さ
6. 保育所の重要性
 - 幼い子どもたちにとっての「貧困の防波堤」
 - 子どもたちの成長の保障
 - 親たちの精神的なサポート
 - 地域の子育ての拠点
 - ・ 保育所ソーシャルワーカーの必要性
 - 保育所の偏在性の課題
 - ・ アクセス（交通手段）の問題
7. 子育て家族にとってのセーフティネットの欠如
 - 失業や病気をした時のセーフティネットが働かない
 - ・ 保育料や国民健康保険料の減免措置が確実に機能しているのか？（制度の広報は十分なのか？）
 - 失業保険や労災への未加入
 - 生活保護申請の壁

◆平成 20 (2008) 年 11 月 20 日 朝日新聞 東京夕刊

子ども間暴力、週に 99 件 虐待被害「負の連鎖」 都の児童養護施設 24 力所調査

東京都社会福祉協議会児童部会が都の児童養護施設を調べたところ、入所する子どもたちの間の身体的暴力が 1 週間で 99 件発生していたことがわかった。子どもから暴力などを受けたことがある職員も 6 割を超えた。養護施設で暮らす子どもの 6 割は虐待を受けた上で入所しており、「負の連鎖」の様子が浮き彫りになった。

こうした実態調査は全国で初めてで、高知市で開かれている全国児童養護施設長研究協議会で 20 日報告された。調査は 59 施設に対して 07 年 10 月に実施。同月 15 日から 1 週間の発生状況を調べた子ども間の暴力については 48 施設から、職員の被害については 919 人から回答を得た。子ども間の身体的暴力は半数の 24 施設であり、総数は 99 件。都の施設で生活する子どもは約 3 千人いるが、単純計算すると、子ども間の暴力は年間で 6400 件程度はありと推計されるという。大部分が下校後から就寝までの時間帯で、毎日まんべんなく起こっていた。加害児童は幼児から中学生まで同じように分布していたが、被害を受けた子どもは小学校中学年以下に偏っていた。週に 1 回以上の暴力を受けている子どもの割合は 6 割近くにのぼった。

一方、職員に対する調査では、子どもから身体的暴力、凶器や言葉による脅しなどを受けたことがあると答えた人は 6 割強。1 年以内に暴力を受けた人は 4 割近い。1 年以内に職員に暴力をふるった子どもの数は 756 人で、1 施設あたり約 16 人。入所児童の 3～4 人に 1 人が 1 年以内に職員に暴力をふるっていると推察される。職員に暴力をふるった原因や状況は「八つ当たり」「トラブルの介入時」「施設のルールに対する不満」が多かった。

調査では、「暴力は認めない」という子どもへの働きかけや死角を作らないなどの環境整備、職員間の理解協力態勢の強化など施設側の取り組みも聞き、対応マニュアルも作成した。調査を担当した児童養護施設「クリスマス・ヴィレッジ」(東京都足立区)の黒田邦夫施設長は「発覚したものだけなのでこれがすべてではないだろう。虐待を受けた児童が大量に入所し、暴力に対してハードルの低い子どもが増えている結果で、早急な対応が必要だ」と話している。

◇「社会的な養育放棄」

高橋重宏・東洋大教授(子ども家庭福祉論)の話 児童養護施設はどこもほぼ満杯で、発達障害、知的障害を抱える子どもたちも増え、対応が難しくなっている。虐待を受けた子どもは連鎖で暴力をふるう側になる傾向が強い。30 年変わっていない子ども 6 人に職員 1 人という職員配置基準や児童相談所の一時保護所も引き受ける余裕がない状態では、施設が社会的に「ネグレクト(養育放棄)」されていると言ってもおかしくない。

◆平成 20 (2008) 年 11 月 15 日 読売新聞

【児童虐待を断つ】(下) 保護先でまた、ぶたれた 力足りぬ施設 (連載)

◇「反抗的」な子、力足りぬ施設

大学を卒業した 6 年前、北関東の児童養護施設で働き始めた女性 (28) は、我が目を疑った。男性職員が突然、スリッパで子どもの頭をたたいたからだ。この職員は園長の実弟で、施設内を取り仕切っていた。子どもが外出できるのは月に 1、2 回、「それも、園長や男性職員に気に入られた子だけ」。言うことを聞かないと車で近くの山に連れて行かれ、「置き去りにするぞ」と脅された。「やり過ぎではと言っても、『悪いことをしたから当然だ』と取り合ってくれなかった」。失望した女性は約 1 年で退職。後に、男性が副園長となり、体罰が一層激しくなっていることを知った。他の元職員らに呼びかけて実態を探り、昨年、県に告発した。県の立ち入り調査で、子どもを倉庫に閉じこめるなどの行為が確認され、改善が指示された。現在は別の施設で働くこの女性は「家庭で虐待を受け、保護された先でまた虐待されるなんてひどすぎる。でも、施設で働いていれば、そういう現場を目にしたことがない人の方が少数派」と打ち明ける。

◎

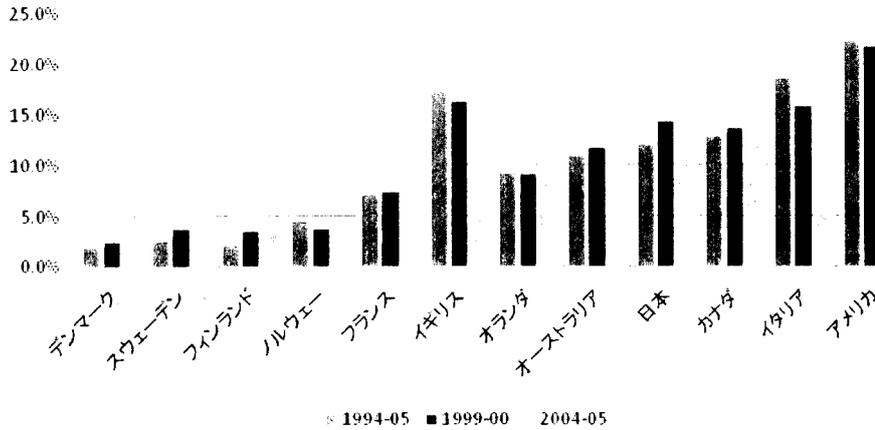
安全、安心なはずの施設や里親家庭で起きる「施設内虐待」。その原因について、西南学院大学准教授の安部計彦 (かずひこ) さん (児童福祉学) は「自分を心から受け入れてくれるのか確認するため、わざと反抗的な態度をとる『試し行為』など、虐待を受けた子どもに特有の行動が引き金になっている」と指摘する。『殴れるものなら殴ってみろ』などと子どもに挑発された職員がカッとなり、体罰などにつながってしまう」というのだ。

保護先の環境の悪さも挙げられる。子どもにとっては、大人数の中で暮らすこと自体がストレスになる。安部さんらが 2005～06 年度に児童相談所の一時保護所を対象に行った調査では、子どもの数が 21 人を超えると、子どもから職員への暴力は飛躍的に増えた。それがまた職員からの虐待につながってしまう。施設内虐待の実態をつかもうと、厚生労働省も今国会に提出した児童福祉法改正案に、施設と里親家庭での虐待禁止規定を初めて盛り込み、発見した場合の通告義務も明示した。

悩む現場で、注目されている試みがある。東京都足立区の児童養護施設「クリスマス・ヴィレッジ」の園長、黒田邦夫さん (56) が実践している施設改善法だ。黒田さんは 02 年、職員による虐待が発覚した「筑波愛児園」(茨城県つくば市) の立て直しに成功した。1 人の職員が数人の子どもを担当し、問題を 1 人で抱え込んだことが体罰につながったと見て、40 人の子どもを 3 グループに分け、複数の職員がそれぞれ担当するようにした。職員には、子どもたちと話し合うように指示。暴力的な子どもを恐れる職員もいたため、2 人 1 組で一人一人に向き合うようにした。すると、子どもは落ち着き、子ども同士のいじめも減ったという。黒田さんの元には今、施設の改善を目指す各地の職員から相談が寄せられる。黒田さんは言う。「日本の児童福祉の予算は諸外国に比べ、格段に乏しい。子どもへの社会の無関心こそが、虐待を生む温床だ」

1. 子どもの相対的貧困率の上昇

OECD主要国の子どもの貧困率の推移



日本の子どもの相対的貧困率は約13.7% (2004年値)。OECD諸国の中では23カ国中9番目に高い。この値は1990年代から約2%の上昇している。日本においては、高齢者が依然として一番高い貧困率を示しているものの、高齢者の貧困率は横ばいもしくは減少しているが、子どもの貧困率は上昇している。

出所: OECD (2008) *Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries*, OECD, Paris

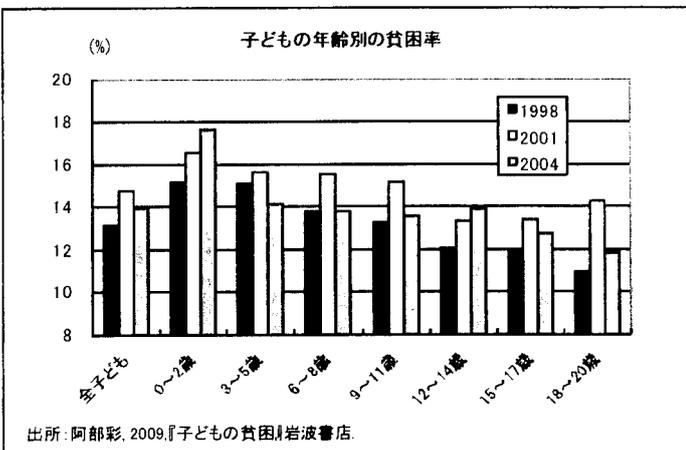
2. どのような子どもが貧困か

子どもの属する家族構成 (2004)

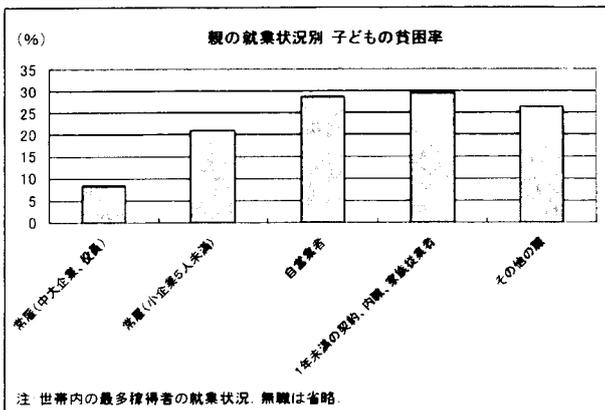
家族構成	構成比 (割合)	貧困率 (%)
両親と子のみ世帯	63.2%	11
三世帯世帯	28.5%	11
母子世帯*1	4.1%	66
父子世帯*1	0.6%	19
高齢者世帯*2	0.1%	53
その他の世帯	3.4%	29

*1 親1人と20歳未満の子のみの世帯
 *2 高齢者世帯は標本数が15と少ない

家族構成別に子どもの貧困率をみると、母子世帯に属する子どもの貧困率が66%と突出している。このため、母子世帯に属する子どもの構成比は小さいものの、貧困の子どもの約3割~4割は母子世帯の子と推計される。両親と子のみ (核家族) 世帯に属する子どもの貧困率は11%であるが、構成比が大きいため、貧困の子どもの約5割である。子どもの貧困は、どのような家族構成にても見られる現象である。



子どもの年齢別に見ると、0~2歳の子どもの貧困率が一番高く、年齢の上昇とともに貧困率も減少する。2001年から2004年にかけて、子ども全体の貧困率は若干減少したものの、0~2歳 (および12~14歳) の子どもの貧困率は上昇した。この年齢層の貧困率の上昇は、若い親の雇用状況の悪化によるものと考えられる。

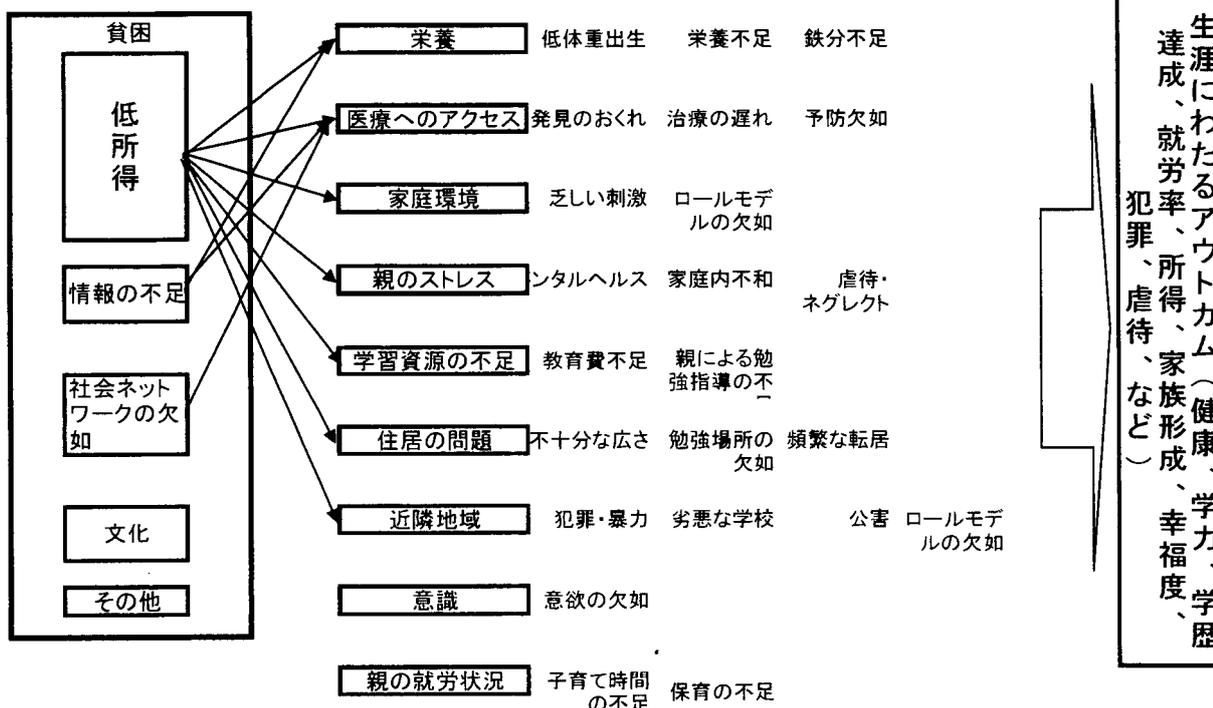


親の就労状況と子どもの貧困率は深い関係がある。親が「1年未満の契約、内職、家族従業員」または「自営業」の子どもの貧困率は3割に近い。

出所: 阿部彩(2009)『子どもの貧困』岩波書店。

3. 子どもの貧困が及ぼす影響

貧困とアウトカムをつなぐ「経路」



出所: Seccombe(2007、和訳小西2008)の図をもとに筆者追加

子ども期の貧困は、成人しても継続するさまざまなアウトカムに影響する。特に幼児期（0～5歳）の貧困経験が将来にわたって大きな影響があると報告されている（Duncan & Brooks-Gunn eds. 1997）。貧困とアウトカムをつなぐ経路は多岐にわたるものの、子ども期の貧困に対する所得保障および現物給付（質の高い就学前教育、食料給付、給食、保育、親の就労支援等）は、不利を緩和する効果がある。

Duncan & Brooks-Gunn (1997) *Consequences of Growing Up Poor*. Russell Sage Foundation, New York.

4. 日本の子どもの貧困の特徴

① 母子世帯を始め、「特定世帯」の貧困率が突出

- 子どもの属する世帯の多様性（母子・父子世帯は他の先進諸国より少ないものの、三世帯世帯、高齢者世帯等も存在する）－これら世帯を漏れなく対象とする必要性

② 政策による貧困削減効果の少なさ

- 政策による子どもの貧困の削減効果がほとんど存在せず、また、唯一存在していた母子世帯に対する効果も減少（再分配前および再分配後の貧困率の差）
- 一方で、再分配前の子どもの貧困率は低い
- 貧困ギャップで見ると、子どものそれは高齢者などに比べて比較的少ない

③ 女性の就労による貧困削減効果が少ない

- 共働き世帯の子どもの貧困率と、片働き世帯のそれとの差がほとんどない（女性の就労が子どもの貧困の解消の手立てとはならない）
- 一方で、片働き世帯の貧困率は低い（比較的所得の高い片働き世帯と、所得の低い共働き世帯）

今後の保育関係の検討の場の設置について（案）

1. 設置の趣旨

- 第1次報告を踏まえた今後の検討に向けては、特に保育関係の検討項目が専門的かつ分量が多い(※参考資料)ため、少子化対策特別部会の下に、2つの専門委員会を設置することとする。

2. 今後の検討の進め方等

- 保育関係の今後の検討については、2つの専門委員会が中心となって議論し、少子化対策特別部会においては、定期的に2つの専門委員会からの報告を受け、それを踏まえた議論を行うものとする。
- 2つの専門委員会は、少子化対策特別部会の委員の一部のほか、保育関係者、学識経験者等から構成する。

第1次報告を踏まえた今後の主な検討課題

— 一次世代育成支援のための新たな制度体系の設計 —

《「新たな保育の仕組み」の詳細設計》

- **保育の必要性等の判断の仕組みの詳細** — 需要が供給を上回る地域における対象者間の優先度判断の必要性の有無・方法／定期的・短時間利用や不
定期的な利用についての受け皿のあり方／保護者が非就労である障害児の取扱い／兄弟姉妹がいる場合の配慮／保障上限量（例えば週当たり2～3区分）の判断の
あり方／保障上限量を超える利用に対する財政支援のあり方・負担のあり方／公正な選考を保障する仕組み／緊急的受け皿の確保策 等
- **保育の提供の仕組みの詳細** — 市町村の関与等の仕組み 等
- **参入の仕組みの詳細** — 基本的仕組み（客観的基準（最低基準による指定制を基本としつつ検討）／施設整備費（減価償却費）の運営費上乗せ、会計基準
の適用、運営費の使途制限の見直しに関する詳細／突然の撤退等により子どもの保育の確保が困難となることがないようにする措置（指定基準等）／公費による給付の
適正性を確保するための方策 等
- **費用設定・費用の支払い方法の詳細** — 付加的サービスの価格設定等、費用の支払い・保育料徴収の具体的方策等
- **認可保育所の質の向上の詳細** — 保育所に求められる役割、専門性の高まり等に対応した質の向上（職員配置、保育士の処遇、専門性の確保等）の詳
細／研修の制度的強化、実務経験と研修受講を通じたステップアップの仕組み、研修受講を可能とする配置基準の見直しの詳細／ステップアップした者の配置の費
用支払い上の評価等による処遇改善の詳細／保育士の計画的養成等
- **認可外保育施設の質の引上げの詳細** — 経過的な最低基準到達支援の対象／無資格者の資格取得の仕組みなど従事者に対する研修のあり方／需要を
満たし得ない地域における利用者間の公平性確保の方法／小規模サービス類型の基準等／早朝・夜間帯保育の基準等 等
- **地域の保育機能の維持・向上の詳細** — 小規模サービス類型の基準等／多機能型の基準等／人口減少地域における保育機能のあり方 等
- **多様な保育サービスの詳細** — 早朝・夜間帯保育の基準等／計画的整備を行う仕組み／需要がまともでない地域の実施方法／延長保育利用者が少ない
場合の最適な保育の提供／小規模サービス類型の基準等／病児・病後児保育の水準の保障、利用しやすい多様なサービスの量の拡充に向けた仕組み 等
- **情報公表・評価の仕組みの詳細** — 公的主体による情報公表制度の具体化／質の確保された公的保育であるかが明確に判別できる方法／第三者評価
機関の水準の向上、評価項目のあり方、受審促進の方策等 等

《放課後児童クラブの仕組み》

- 制度上の位置づけ(市町村の実施責任、サービス利用方式、給付方式等)及び財源のあり方
- 場所の確保(小学校の積極的活用等)、人材の確保(職員の処遇改善等)
- 対象年齢
- サービスの質の維持・向上のための基準の要否、そのあり方、担保方法
- 一体的運営を行っている場合の位置づけ(人員配置、専用スペースの基準等)

《すべての子育て家庭に対する支援の仕組み》

(一時預かり)

- 制度上の位置づけ(市町村の実施責任、サービス利用方式、給付方式等)及び財源のあり方
- 地域子育て支援拠点事業とともに実施することの意義、事業運営の安定性確保、近接するサービスとの関係整理 等
(乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問事業・地域子育て支援拠点事業)

- 制度上の位置づけ及び財源のあり方
- 取組促進の方策

(その他多様な子育て支援の取組等)

- 制度上の位置づけ及び財源のあり方
- 地域特性の応じた柔軟な取組を尊重しつつ、積極的取組を促すための支援
- 担い手の育成、親がやがて支援者に回れるような循環を生む環境づくり、研修やバックアップ等の強化等質の向上、コーディネート機能の位置づけ 等

《経済的支援》

- 育児休業給付、児童手当や税制上の配慮を含めた経済的支援の充実(※サービス(現物給付)の拡充に優先的に取り組む必要に留意)

《情報公表・評価の仕組み》

- 情報が必要な時に容易に入手できる環境整備(コーディネート機能の仕組みと併せ)
- 公的主体による情報公表制度の具体化
- 第三者評価機関の水準の向上、評価項目のあり方、受審促進の方策等 等

《財源・費用負担》

- 社会全体での重層的負担・「目的・受益」と連動した費用負担
 - ・ 国と地方の最適な負担、不適切な地域格差が生じない地方財政への配慮
 - ・ 受益と負担の連動を考慮した事業主負担、働き方の見直しを促進するような仕組み
 - ・ 低所得者が安心して利用できることに配慮した利用者負担の水準・設定方法
 - ・ 多様な主体による寄付の促進方策

- 「包括性・体系性」「普遍性」「連続性」の制度設計上の具体化

- 妊婦健診・乳幼児健診など母子保健事業、社会的養護、出産関係給付、育児休業給付等の新制度体系における位置づけ